

事務連絡
令和3年7月12日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、7月12日から8月22日までを期間として東京都が追加されるとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県において7月11日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。これらに伴って別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

こうした状況にあっても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、緊急事態措置の対象となる区域や重点措置区域を始めとする感染拡大が見られる地域におかれましては、下記内容を確認の上で、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策のより一層適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正な処理について

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関する感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）に基づく対策について通知したことを始めとして、令和2年9月7日には、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講すべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめ、「『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインⁱⁱ』について（通知）」（令和2年9月7日付け環循適発第2009074号・環循規発第2009072号環境省環境再生・資源循環局長通知）により通知したところです。

これらの内容を参照いただきつつ、排出者や廃棄物処理業者において特に次の事項に留意して新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物が適正に処理されるよう、指導等をお願いいたします。

- ・医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の処理に当たっては、感染性廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないように保管すること、腐敗のおそれのある廃棄物は腐敗しないようにすること、排出の際に廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと及び容器に入れて密閉し感染性廃棄物である旨を表示すること。
- ・新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物は、その他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することが可能であるため、これらを分別することや特別な表示を行うことなどを求めるることは、とりわけ優先的に処理する必要があるなどの正当な理由が無い限り慎むこと。
- ・医療関係機関等以外の宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物は、排出に当たって廃棄物に直接触れないこと、ごみ袋は廃棄物がいっぱいになる前にしっかりと縛って封をして排出すること及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うこと。
- ・宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を、より慎重な対応として感染性廃棄物に準じて処理することも考えられるが、それにより当該廃棄物及び感染性廃棄物の処理がひっ迫し、かえって公衆衛生上のリスクが高まる可能性があることから、このような対応については周辺の廃棄物処理体制の状況を十分に配慮した上で、合理的に判断すること。

第二 安定的な廃棄物処理業の継続について

廃棄物処理業を安定的に継続するに当たっては、危機管理体制や感染防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保等をあらかじめ検討することが有効であると考えられます。そのため、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」も参照しつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策

定することについて、改めて貴管内廃棄物処理業者及び市区町村へ周知を行っていただき、特に一般廃棄物の統括的処理責任を有する市区町村においては廃棄物処理業者と協力の上で早急な検討が実施されるよう働きかけをお願いいたします。

第三 ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物の処理について

新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため当該感染症に係るワクチンの接種が実施されているところであり、当該ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）ⁱⁱⁱ」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところです。

産業廃棄物行政主管部（局）におかれではこの内容を参照いただきつつ、ワクチン接種の廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう必要な措置を講じることとし、排出者や廃棄物処理業者において特に次の事項に留意してワクチン接種の廃棄物が円滑に処理されるよう、指導等をお願いいたします。

- ・第一において、感染性廃棄物に関して特に留意する事項として記載した内容に加えて、特に注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用いること。
- ・廃棄物容器内の感染性廃棄物量が少量の状態でむやみに密閉され、排出される廃棄物容器の数を増加させることは処理の逼迫を引き起こすおそれがあるため、排出事業者においては適当な大きさの容器を選択することや、ワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないこと。

第四 環境省への情報提供等について

令和3年4月26日付けの事務連絡等において、一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合には市区町村から廃棄物適正処理推進課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くよう、貴管内市区町村に御周知をお願いし、産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をお願いしていたところです。そのクラスターの感染源や感染経路に関する保健所等の見解、今後実施される感染防止対策、廃棄物処理の継続に係る今後の対応等についても、環境省において状況等を把握の上で必要な検討を実施するため、可能な範囲で併せて情報提供をお願いいたします。

また、ワクチン接種の廃棄物、他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合においても、環境省に前広に御相談、情報共有等をくださいますようお願いいたします。

第五 その他

上述した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」のほか、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画、地方公共団体における各種対策事例^{iv}、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A^v、これまで発出した通知の内容^{vi}について、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に改めて周知いただき、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願ひいたします。

また、感染拡大防止のためには接触機会の低減を図ることが重要であり、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域では「出勤者数の7割削減」を目指すとされています。廃棄物処理業者は廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にしつつ、オフィス部門等の可能な範囲での在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要な部門でもローテーション勤務等を行うことが望まれるところです。各廃棄物行政主管部（局）におかれても、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の促進等による出勤者数の抑制や、申請・届出等のオンライン（電子メールを含む。）や郵送による実施について、一層推進していくようお願ひいたします。

以上

i <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>

ii <http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

iii http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/20210402.pdf

iv http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

v http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

vi http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置について、区域等が変更されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和3年7月8日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について

本日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間を変更しました（別紙1及び別紙2参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（別紙3参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を
変更する公示

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年7月8日変更）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、上田、山口、
岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309

MAIL：
reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
so.kuramoto.y3y@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年7月8日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和3年7月12日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（沖縄県については、同年5月23日、東京都については、同年7月12日）から8月22日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年7月8日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年7月12日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月20日から8月22日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から8月22日までとする。

・大阪府については、令和3年6月21日から8月22日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。